

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 21 日

各都道府県・広島市・長崎市  
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

「被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針」の改正に係る検討状況について

令和 3 年 7 月 27 日に閣議決定された内閣総理大臣談話を踏まえ、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々（以下「対象者」という。）について、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、対応を検討しています。同年 12 月 27 日に、「被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針」（以下「指針」という。）改正の骨子をお示しし、最終的な改正に向けた検討を進めています。

最終的な改正内容は、後日、改めて通知しますが、今般、対象者に広く指針改正の骨子の内容等を周知し、あらかじめ被爆者健康手帳の申請等の検討を促す目的で、リーフレットのひな形を別添のとおり作成しました。

については、各都道府県、広島市及び長崎市において、リーフレットを作成のうえ、積極的な広報活動の実施方よろしくをお願いします。

また、指針の改正後に対象者に該当するとして申請する者に対しては、被爆者健康手帳交付申請書のほか、次の書類の添付を求めることを検討しております。指針の改正前に申請のご相談等があった際には、ご注意ください。

- 1 「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や勤務先・通学先の分かるものなど）
  - 2 11 種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることを確認できる診断書
- ※ 診断書は、省令様式 19 号に定める診断書（健康管理手当用）を用いて差し支えありません。